＼働く仲間の笑顔のために／

田村まみ通信

mamitamura.com　令和３年 １2月号

衆議院総選挙後、特別国会が召集されました

11月10日から12日まで3日間、特別国会が召集されました。特別国会は衆議院の解散総選挙後30日以内に召集され、議長、副議長の選挙や内閣総理大臣の指名が主になります。

内閣総理大臣の指名は衆議院と参議院の両院の本会議場で記名投票で行われます。

10月4日に第100代内閣総理大臣に指名されたばかりの岸田総理ですが、何故もう一度総理大臣の指名を受けなければならないかと言うと、日本国憲法第17条に「内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならない」とされているため、11月10日召集日の朝の閣議において内閣総辞職をしなければならないのです。

就任期間が短くても総理大臣の回数はカウントされるので、岸田総理はこの短期間で第100代と第101代の2代続けて総理大臣ということになりました。

そして、この国会では国民民主党の衆議院の新しい仲間も初登院。国会には在任期間が長いほど後ろの座席になるという慣習があるので、田村議員の参議院本会議場での議席も一列後ろに下がって二列目、少しだけ「先輩議員」になりました。

コロナ禍だから声を出そうジェンダー平等社会へ！

快晴の秋空の下「あるこうよ　むらさきロード」パレードに党を代表して参加致しました。ドメスティック・バイオレンス、性暴力、子ども虐待などの被害当事者を中心にスタートした非暴力を訴えるパレードで、2009年11月1日、国内で初めて開催されました。 DV問題のみならず、性暴力、虐待、既存のジェンダー観によって疎外されていたセクシャルマイノリティ、女性の貧困、依存症などの問題に関わる人々が、人と人が尊重して対等に生きてゆける社会を目指し、手を広げて行こうという活動です。

アルコール消毒液の使用実態に合わせた運用見直し実現

　衆議院総選挙が終わり国民民主党の議員数が少し増え、働く仲間の声を国会に届ける力が少し強くなりました。
　仲間の声を届けるといえば半年程前になりますが、ある企業からアルコール消毒液についてご相談を頂きました。
　来店時に手指消毒をお願いしているが、飲食店やスーパーで日常的に使用している食品添加物アルコール（以下、食添アルコール）を手指用消毒液として使えないのか、手指消毒専用のアルコールを使うのは入手や保管の負担もかかり、食品への混入リスクも高まると、いう内容でした。
　アルコール消毒液は法律上「医薬品、医薬部外品」の手指用と「食品添加物製品（食添アルコール）」のと食品・器具用に分けて運用されていますが、コロナ下のアルコールやマスク等物資不足の中、2020年4月には厚生労働省（以下、厚労省）から保健所等に対し「食添アルコールの代替利用を認める」との通達が発出されていました。しかし、厚労省のホームページ等では一切説明はなく、国民の大多数は知らないままでした。
　そこで、厚生労働委員会の質疑で食添アルコールが代替使用可能であることをホームページで明記するべきだ、と厚労省に提案したところ担当者から「食添アルコールは人体への使用を前提としていない」などと答弁にもならない的外れな説明がありました。それではと厚労大臣に尋ねたところ「今の厚生労働省の説明はよくわからなかった。明確なメッセージを出したい。」と非常に前向きな答弁。私の委員会質疑からほどなく厚労省は新たな通達を発出、ホームページにも「手指消毒への食添アルコールの代替利用を認める」ことが明示されました。
　国会に届ける声は皆さまの身近な事柄、お気付きの事から始まります。お寄せ頂ければ幸いに存じます。

2021年5月11日の厚生労働委員会で質問、前向きな大臣答弁を引き出す！

お客さまへの手指消毒励行のために、
「食品添加物アルコールも使用可能」と明示すべきではないですか？

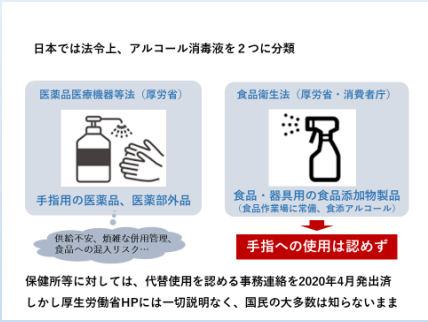

食品添加物は人体への使用が前提でないので、関係部局と相談して慎重に検討したい

厚生労働省

（以下は事前通告なしアドリブで）

口に入れるもので、事務連絡も出してます
大臣、前向きに検討頂けませんか？

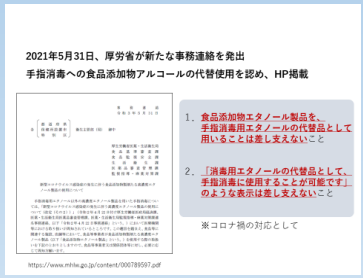
2021年5月31日、厚労省が新たな事務連絡を発出
手指消毒への食品添加物アルコールの代替使用を認め、HP掲載

1. 食品添加物エタノール製品を、手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないこと
2. 「消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です」のような表示は差し支えないこと

※コロナ禍の対応として

https://www.mhlw.go.jp/content/000789597.pdf

厚労省の説明はよくわからなかった
明確なメッセージを出したい